

令和4年度 仙台市障害者施策推進協議会（第9回）議事録

- 1 日 時 令和5年3月14日（火曜日）18：30～ 20：20
- 2 場 所 オンワード樫山仙台ビル 10階ホール
- 3 出 席 大坂委員，秋山委員，小幡委員，菅野委員，佐々木委員，柴田委員，高橋（秀）委員，寺田委員，中嶋委員，早坂委員，三浦委員，山下委員
阿部（勇）臨時委員，伊藤臨時委員，片桐臨時委員，鎌田臨時委員，成田臨時委員，早坂臨時委員，細川臨時委員
※欠席：奥田委員，小野委員，鹿野委員，加納委員，熊井委員，高橋（勝）委員，西尾委員，支倉委員
阿部（昌）臨時委員，子吉臨時委員
[事務局]西崎障害福祉部長，小幡障害企画課長，清水障害者支援課長，鈴木指導担当課長，井上障害者総合支援センター地域リハビリテーション推進係長（代理），原田精神保健福祉総合センター主幹（代理），蔦森北部発達相談支援センター所長，大石南部発達相談支援センター所長，福本青葉区障害高齢課長，天野宮城総合支所障害高齢課長，只埜宮城野区障害高齢課長，服部若林区障害高齢課長，吉田太白区障害高齢課長，加藤秋保総合支所保健福祉課長，三條泉区障害高齢課長，小西企画係長，阿部サービス管理係長，前田社会参加係長，佐藤地域生活支援係長，佐藤主幹兼障害保健係長，高橋指導係長
ほか傍聴者 3名

4 内 容

（1）開 会

（2）会長挨拶

会 長 皆さん，おばんでございます。
いよいよ仙台にも春が来て，マスクしている方は花粉症でマスクしている方も大分いらっしゃるのではないかと思います。
さて，1年にわたって皆様にご議論いただきました条例改正について，今日は最終的に皆様とパブリックコメントを含めて議論していきたいと思っております。
国から，ちょうど今日，これから5年間の方針も出たりしているのですが，仙台市民誰もが春を享受できて，夏を享受できて，また秋を楽しめ，冬も楽しめ，自分たちで暮らせるようにするための条例になります。少しでもよいものにするために，今日はよろしく願いいたします。

事 務 局 ありがとうございます。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第9回）

事務局より1点、ご報告がございます。

熊谷経光委員が2月4日をもってご退任いたしましたので、ご報告いたします。後任は高橋勝彦委員になりますが、本日は所用のため欠席となっております。

それでは、ここからの進行は大坂会長に進めていただきます。よろしくお願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より小幡委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議事

協議事項

- （1）条例の改正（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について
- （2）条例の見直しのあり方〈答申〉について
- （3）条例解説版について

協議事項

（1）条例の改正（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

会 長 本日の議事につきましては、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第4条第1項に基づき、公開といたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

なお、今回も19時30分頃になりましたら休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

協議事項（1）条例の改正（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局 障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長） 協議事項の（1）条例の改正（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果につきましてご説明いたします。

まず、資料1の「条例の改正（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について」をご覧ください。

1の実施概要ですけれども、（1）の意見の募集期間としまして、令和4年12月22日から令和5年1月25日までを期間として意見を募集いたしました。

（2）の周知・啓発の取組ですが、①の市政だより、ホームページ等での周知のほか、②、③の市施設や関係団体での配布、④の民生委員協議会での周知、⑤の事

業者団体のメールマガジンによる周知、⑥のココロン・カフェ等での周知を行ったところでございます。

（3）の意見提出方法として、郵送、ファクス、電子メール、電子申請により提出をいただいたところです。

（4）の情報保障として、点訳版、ルビ版などをご用意いたしました。

2の意見の提出状況です。

提出者数は19人、意見の件数としては、お一人で複数のご意見を提出されることもありますので、計41件のご意見をいただいたところです。

資料の次のページにお進みいただきまして、（3）の提出された意見の内訳です。

①前文に関する意見が1件、②定義に関する意見が2件、③基本理念に関する意見が12件、④不当な差別的取扱いの禁止に関する意見が8件、⑤市、事業者が行う合理的配慮に関する意見が3件、⑥基本的な施策に関する意見が11件、⑦その他の意見が5件となっております。

（4）として、いただいたご意見につきましては、別紙の資料1-2にまとめておりますけれども、資料1-1にその一部を掲載しておりますので、本日はこちらのほうでご説明させていただきます。

①の前文に関しましては、「障害者虐待など人権を侵害される深刻な状況に置かれることもある」との表現について、「深刻な状況に置かれることも稀ではない」の表現のほうが合っているのではないかという意見をいただきました。

②の定義に関しましては、「事業者」の範囲をもう少し具体的に記載したほうがいいという意見、③基本理念に関しては、意思疎通や情報の取得など、基本理念に追加することに賛同するという意見、④の不当な差別的取扱いの禁止に関しては、福祉サービス分野の入所や入居に関する意見、⑤の合理的配慮に関しては、合理的配慮を求められた場合に限定しないよう求める意見、⑥の基本的な施策に関しては、「情報の収集及び提供」だけではなく、「整備」と「保存」の文言も追加すべきという意見などをいただいたところです。

なお、いただいた個々のご意見に対する本市の考え方につきましても、資料の1-2にまとめておりますけれども、全体的にはこれまで協議会でご議論いただいた内容に含まれているとか、あとは障害者差別解消法の趣旨に沿った内容とすべきことなどもありますので、基本的には中間案でお示した方向で条例改正を進めることとしております。

ただ、⑥の「情報の収集及び提供」に「整理」と「保存」を追加すべきという意見につきましては、法改正においても「整理」という文言が明示されておりますので、中間案の表現に「整理」という文言を追加する方向で検討いたします。

3の今後の予定です。

本日の協議を踏まえまして、3月下旬にパブリックコメント実施結果を公表する予定です。

条例改正（中間案）に対する意見募集（パブリックコメント）の実施結果に関する

るご説明は以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

事務局より説明がありました。

委員の皆様協議をいただきたいと思いますが、事前質問をいただいている寺田委員からお話を伺いたいと思います。

寺田委員

仙台市社会福祉協議会の寺田です。

お手元に事前の質問票がわたっているかと思えます。書いてあるとおりなのですが、このパブリックコメント、前の会議で商店街の振興組合のほうにもぜひ求めていただいて聞いてみてくださいというふうをお願いをしました。聞いていただいたようですので、これは実際、合理的配慮をしていただくような事業者の代表格の一つであろうと思えますので、条例改正の周知の入り口、きっかけにもなったのかなと思ってございますが、この商店街からの質問、ご意見、あるいはご要望のようなものはコメントとして入ってきたのかどうかというのが1点目です。全体で3点ほど聞きたいと思えました。

このパブコメを受けての本市の考え方って、資料1の今説明で使われたのは1-1かと思えますけど、A3横版の資料1-2の右側のほうに意見を受けて本市の考え方って欄が載ってまして、この本市の考え方でいくと、基本的には中間案でお示した方向で条例改正の検討を進めてまいりますと書いてあるほかに、引き続き、何とかかんとかについて広報等で周知してまいりますという表現がたくさん出てきております。これまで以上に強力な広報周知が必要とは思ってるところでございますので、たまたまですが、たしか今日仙台市議会が閉会したと思えますので、議決も行われたと思えます。令和5年度の予算の審議が行われたと思えますけれども、この令和5年度の当初予算では、広報周知に関する予算について、どんな内容で金額的にいくらの予算が確保できたでしょうかというのが2番目の質問です。

3番目に、広報周知が必要だとお話はしましたが、広報周知以外のこの条例改正関連の事業と予算について、どんなものが現時点で計画されているんでしょうかというのが3つ目のご質問でございます。

以上でございます。

会 長

ありがとうございました。

それでは、事務局、お願いいたします。

事務局

障害企画課、小幡でございます。

(小幡課長)

まず、1つ目の商店街からどのようなご意見、ご要望があったかというところでございます。この回答書なんですけれども、基本的には、意見を提出された方が所属している企業・団体様につきましては、提出をした所属というところの記載欄を

設けていないので、任意で所属を記載いただいたものということでお答えさせていただきますが、商店街関係者からの意見として把握しているものは1件というところでした。生活に身近な商店街をはじめとして、事業者からの合理的配慮の提供が促進されること、社会的障壁の除去に向けて大きな役割を担う、そういう大切なことでありますので、引き続き、そういった商店街も含め、条例とか制度の周知に努めてまいりたいと思います。

それから、2点目の広報周知の部分、どういった金額かというところなんですけれども、条例の周知等の各種広報も含めまして、障害理解サポーター事業であるとか、障害理解に関するワークショップ、それから差別解消に関する事業全体の予算というところでなんですけれども、その予算として1,960万円を確保しているというところでございます。これは議会に提出させていただいた予算説明書のほうに書いてある金額でございます。

それから、広報周知以外の条例改正関連の事業、それから予算というところでの今後の計画というところなんですけれども、広報以外の事業につきましては、皆様からこれまで様々な意見をいただいております。そういったところを参考にしながら現在検討を進めているところでして、条例改正の提案であるとか施行の時期、それからそういった相談体制に関する関連事業については、決定次第、またこの協議会にご報告させていただければと考えております。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、寺田委員さん、よろしいでしょうか。

それでは、ほかの皆様からご意見を頂戴したいと思いますが、いかがでございましょう。発言を希望される方は手を挙げていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

今のところ、なければ、後で戻ってまたご意見を頂戴するという形で、先に進めるということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

協議事項

(2) 条例の見直しのあり方〈答申〉について

会 長

続きまして、協議事項（2）条例の見直しのあり方〈答申〉について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局

障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長）

協議事項の（2）条例の見直しのあり方〈答申〉につきまして、ご説明いたします。

資料は、資料2「条例の見直しのあり方について〈答申〉（案）」をご覧ください。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第9回）

この条例の見直しのあり方の答申（案）につきましては、これまで本協議会で検討してまいりました条例見直しのあり方を取りまとめて、最終的に市長に答申するものの案ということでお示したものでございます。

内容としましては、11月30日のこの協議会でお示した中間報告をベースに時点修正を行ったという内容でございます。具体的には、中間報告に含まれていない11月30日の本協議会でいただいたご意見、そういったものを反映したほか、その後に行いましたシンポジウムとか、ココロン・カフェなどの啓発活動の状況であるとか、先ほどご説明しましたパブリックコメントの結果として加えた情報の整備という点、そういったところを追加しているものでございます。

資料のページをおめくりいただきまして、1ページの目次のほうをご覧ください。

中間報告では、この目次といえますか、全体の構成なんですけど、初めに検討の経過、次に見直しのあり方に関する議論の内容、最後に見直しのあり方（中間案）という構成としておりました。ただ、この答申（案）では、まず初めに条例の見直しのあり方を述べた後、附属資料として、これまでの検討の経過であるとか、条例の見直しのあり方に関する議論の内容を順番に掲載したものというところになっております。

主な時点修正をした箇所でございますけれども、まず9ページにお進みいただきまして、中段より少し下の部分で、情報の収集の部分なんですけど、パブコメの意見を反映しまして、「整理」という文言を追加しているところでございます。

それから、17ページにお進みいただきまして、協議会の開催状況の表の一番下のところなんですけれども、本日の協議会は18ページの一番上になりますけれども、本日の協議会の分の内容を追加したというところでございます。

それから、21ページにお進みいただきまして、中段以降のところなんですけれども、1月に行いましたココロン・カフェであるとか、12月に行いましたシンポジウム、それから22ページのほうにお進みいただくと、先ほどご説明したパブリックコメントの状況など、そういったものを追加しているところでございます。

また、資料3としては、条例の見直し（案）の新旧対照表を本日お配りしておりますが、こちらにつきましても、先ほどと同様「整備」の文言を追加しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

なお、以上のとおりに整理しました答申（案）につきまして、本日ご議論いただきました後で整理をいたしまして、最終的に会長・副会長にご確認いただいて、3月下旬に市長への答申を行う予定としております。

協議事項（2）のご説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様にご意見をいただきたいと思いますが、いかがでございましょう。ご発言ございますでしょうか。小幡委員さん、お願いいたします。

小幡委員 仙台弁護士会の小幡でございます。

今ご説明をいただきました中で9ページの情報の収集に「整理」を入れるというようにことなのですが、「整理」というのは取捨選択を含むものだと思いますので、そうすると、何の目的をもってするのかということを入れたほうが良いような気がしました。国の法律ですと、「障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう」というふうになっているので、そのような文言を入れても良いのではないかと考えました。

以上です。

会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

1年間、皆様と議論されてきたわけですから、今回で一応まとめということになります。形になって出てきたものではあります。この内容、それから臨時委員の皆様は今回で最後ということになりますが、これからこれをどう育てていくかということも含めてご意見がありましたら、よろしく願いいたします。

菅野委員さん、いかがですか。

菅野委員 仙台市サンホームの菅野と申します。

私も、先ほど寺田委員さんから出していただいた2番目のところです。本市の考え方のところを書いてある中間案でお示した方向で条例改正の検討を進めてまいりますというところですが、質問とか意見を出してくださった方がやはりその文章を読んだときに、「包含している」という先ほどお話もありましたが、それを認識できるか疑問が残ります。経過を知っている私たちの認識と異なり、見た側がそのように認識できなければ、なかなか適切な解釈も難しく、伝えたいことが伝わらないということもあるのではないかと思います。どのようにすればよいのかはまだよく分からないのですが、市民からの意見については、どのように解釈し、どう生かしていくか、ガイドライン等を通しての提示になるのであれば、より丁寧な説明の仕方が必要になってくると感じた次第です。

以上です。

会長 ありがとうございます。

育て方ですね。せっかく議論をしてというところ、そこがどのように反映されているのかということが分かるようにということだと思えますけれども、後で解説版のほうで多少なりとも書いてあると思えますけれども、書いてありますよね。こちらはこちらで厚くなっちゃうので、あまり厚いと読んでもらえないというところがあって、どうやって上手にバランスを取って理解をしていただくかというところが重要ななと思いながら聞かせていただいたところでもあります。ありがとうございます。

秋山委員さん、いかがでございましょう。

秋山委員

特別支援教育課の秋山です。

意見というか、感想のような内容になってしまいますけれども、今回、教育の推進という文言を入れていただいています、パブコメの分も先ほど拝見して、やはり障害理解教育を推進していくというのはどなたも必要であって、大切だというふうに感じていらっしゃるというのは共通しているんだなというふうに思ったところでした。今後、具体的にどのような施策や取組をしていくかというところが課題になってくるんだろうなと感じておりましたので、例えば学校教育の部分であれば、当然私どもの教育局と健康福祉局とも連携しながら取組をしていきたいなというふうに感じたところでした。

あと最後に、学校教育以外の場での障害理解というのも、今まであまり手がつけられていないところもあったところでもありますので、そういったところも充実させていく必要があるなというふうに感じたところでした。

以上です。

会長

ありがとうございました。

では、山下委員さん、いかがでございましょう。

山下委員

シャロームの会の山下です。よろしくお願いいたします。

先ほどご意見あったと思うんですけども、パブリックコメントで意見をいただいた件数が思った以上に少ないなとは思いました。提出してくださった方が19名で、ご意見が41件ということで、仙台市民たくさんいると、100万人以上ですかね、いらっしゃると思うんですけども、条例について関心がある方もたくさんいらっしゃると思うんですけども、意見となるとすごく少なくなってしまったというのはなぜなんだろうとちょっと疑問に思います。例えば、もうちょっと違った意見のすくい方があったのかなとか、もう少し何か工夫できた部分があるのかなとか、そういうことを感じています。

そして、先ほどご意見があったように、せっかく意見を寄せてくださった方に対して、この表はこのままのお答えというか、公表するものなのか、ちょっと私は分からなかったのでお聞きしたいなと思いました。

会長

では、どのように返すかということについてお願いします。

事務局
(小幡課長)

障害企画課、小幡でございます。

基本的には、パブリックコメントのご意見をいただいた部分の公表というところで、イメージとしてはこの資料1-2の横表の形で公表させていただきたいなというふうに考えておりました。これで皆様からどんな意見が出ているのか、どのくら

い出ているのか。それに対して市として考え方を述べさせていただく。もちろん、皆様からいただいたご意見について市としてはこう考えるんだけれども、基本的に中間案でお示した内容にそういった考え方も含まれているので、それで進めますよというようなお答えとなっています。

先ほど、そういったところを分かっているのは私たちだけだというご意見がございましたので、そうした趣旨なども含めながら、繰り返しにはなりますけれども、広報の中で皆さんにこの条例の考え方であるとか、あとは委員の皆様からいただいた思いで、市民の皆様からいただいた思いというところも含めて、改正の周知というところを広報を行っていければなというふうに考えています。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
 山下委員。

山 下 委 員 この表の本市の考え方というのをそのまま載せるという解釈でよろしいですか。私は正直、この本市の考え方というのを読ませていただいたときに、内容は分かるというか、内容は入ってくるんですけども、何かこう温かさというか、ご意見をいただいてありがとうございますというような温かさが感じられませんでした。全部が全部取り入れられるものじゃなかったり、もう含まれているものですよという意味は分かるんですけども、ご意見をいただいて本当にありがとうございますということや、一緒に考えていきましょうというような、ちょっと私もどんな表現にしたらいいかは分からないんですけども、一人一人の市民がこの条例に関わっていて、みんなのものなんだということが伝わるようなやり取りがあったらいいなと感じています。

 以上です。

会 長 ありがとうございます。
 基本中の基本で、腑に落ちる説明というものがね。腑に落ちないとこの条例が生きてこないということがあって、まさにおっしゃるとおりのお話ではないかなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。
 では、早坂委員さん、順番で来て申し訳ないんですけども、早坂委員さん、お願いいたします。

早 坂 委 員 やまとみらい福祉会の早坂でございます。
 新旧対照表であったり、先ほど寺田委員のご意見にもあったように、理解の促進という側面で、条例の文言に対して一番目立つところとしては、教育というところに一つフォーカスが当てられるのかなと。それらにつきましては、市民も事業者も理解に努めるという文言に集約されているんですけども、先ほども何かおっしゃ

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第9回）

っていたように、教育のみ分断するようなちょっと印象も先ほど受けてしまったところもありますので、特に情報提供、情報提供すれば理解の促進に務めなくていいのかみたいな、ふとした疑問がちょっと浮かんでしまったので、それが例えばほかの文言に包含されているということであれば、もう少しその表示の仕方というのを、理解の促進をもう少し深めるような文言であったりとかというのを検討いただける余地があるのかどうかというのは、ちょっと今お聞きしていて思ったところです。すみません。

会 長 ありがとうございます。
 何か答えるのあります。

事 務 局 障害企画課，小幡でございます。
(小幡課長) 今，様々ご意見をいただいているところですが，基本的な考え方としては，パブコメのご意見への考え方というのは，基本的な内容としては確かにこのとおりではございますけれども，確かに温かみといいましょうか，それを皆さんと一緒に考えていきたいというようなところの表現，こういった部分，少し整理できればなというふうに考えております。

会 長 ありがとうございました。
 柴田委員さん，いかがでございましょうか。

柴 田 委 員 宮城県自閉症協会の柴田です。よろしくお願ひします。
 やはり私も最初に思ったのは，パブリックコメントの数が少ないなということでしたね。それはやはり年末年始の時期だったからなのか，それとも障害ということに対してあまり関心がないのかな，残念だなということなのか，それは分かりませんけれども，もう少し数が増えていただきたかったなというのが第一印象でした。
 でも，その中で，例えば入所のほかに通所も含めるべきじゃないとか，それから障害者との対話とか，やはり今まで会議の中で私たちが話し合った内容だったりすることも市民の方々からも出てきているので，私たちが今まで会議した内容というのは，やはりやったかいはあったのかなという思いがちょっとしてうれしかったというのが本音です。それから，これからの広報にすごく期待をしていますので，よろしくお願ひいたします。
 以上です。

会 長 ありがとうございました。
 佐々木委員さん，いかがでございましょう。

佐々木委員 仙台歯科医師会の佐々木です。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第9回）

意見と本市の考え方をずっと見比べてちょっと思ったことなんですけれども、我々も障害者歯科という分野で市民の方々にいろいろサービスを提供しているわけですが、意外なほど障害者に障害児を加えてくれという意見が結構あるんだなと思っていて、ただ一般的にやはり障害者というと、僕は障害児を必ず包含するものだと思っているんですよ。そういうふうに別に障害者という表現だけだと障害児は含まないのかというふうに考える方が逆にいるんだなというのがちょっと何となく、意見を見ていて思いました。自分は別に障害児・者にする必要はないと思っていて、そのまま障害者のままでいいと思うんですけれども、その辺、皆さんはどう考えていらっしゃるのかなというのをちょっと伺いたいなと思ったところでした。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
それでは、阿部委員さん、いかがでございましょうか。

阿部（勇）委員 仙台市障害者福祉協会評議員をやっています阿部といいます。よろしくお願ひします。

昨年ちよつと臨時委員でこの会に参加させてもらっているんですけれども、今まで私たちなんかはほとんどもうバリアフリー、ハード面のことでやってきたわけなんですけれども、今回こういう会に出席させていただいて、情報とかそういうものがコミュニケーションというんですかね、そういうのって、すごい皆さん大変な思いをされているんだなと思ってね。私はあまりそういうことがなかったんですけれども、改めて情報提供の大切さというのを知りました。本当に知りませんでした。本当に勉強になりました。

あと、私ども、障害者のいろいろ陳情とか何かありますけれども、結局こういうのを、二、三年前に車の駐車場のことをやっていて、あれはもう大分前から頼んでお願いしていて、10年以上かかっているんですね。こういうことをやっても、一般市民にはなかなか伝わらないんですよ。パブリックコメントをやりますから、一般市民の人、出てくださいますと、ほとんどがどっかの障害者の団体とか、そういうところの人しか来ないのかなって感じで、意見を出してくださいと、何をどう書いていいんだか分からないんじゃないのかなという感じかなと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
では、中嶋委員さん、お願いできますでしょうか。

中嶋委員 仙台市障害者スポーツ協会の中嶋です。
私も今回のパブリックコメントの人数がとても少なかったなというところ、残念

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第9回）

に思います。そうですね、もうちょっと1か月ぐらいの期間があったので、もう少し意見がいただけるとよかったのかなというふうに思うんですけども。

それから、資料の1-2の中で特に印象に残ったところですけども、定義のところですけども、市内の私立の学校が事業者といったところに該当しますといったところですけども、やはり私立学校は教育機関ですので、こちらのコメントいただいたようなことも参考にしながら、事業者の範囲等も広げて表現できるような方法を取っていくのがやはりいいのかなと思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
高橋委員さん、いかがでございましょう。

高橋（秀）委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

私も皆さんと同じように、ざっと見た感じ、パブリックコメントも数が非常に少ないというのが何かちょっと残念だったなというふうに思います。ただ、意見の中に、私たちがこれまでいろいろな意見を言ってきたり、質問してきたことがみんな入っているので、本当に間違った方向の議論を我々はしてこなかったんだというのがね、ちょっと見えてよかったなと思います。

それから、先ほどから、こちら側の回答のことがよく、僕もずっとこう見ていたんですけども、この中間案でお示した方向で進めますとずっといろいろなところに出てきて、何かやはりどうしても確かに冷たく感じるなというか、この意見を出してくれた人にあまりちゃんと寄り添っていないのかなというふうに見えてしまうのがちょっと気になるなと思っていました。

それから、障害者観のことをもっと理解するとか、意思疎通のところですね。ちゃんと対話をするというあたりも、確かに一般の方から見ると、対話というその総合的なところがあるところ、文言だけで見るとなかなか一方方向にしか見えないのかなというところもちょうと気になったところです。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
では、伊藤委員さん、お願いいたします。

伊藤委員 みやぎ高次脳機能障害ピアサポートチーム七夕の伊藤です。よろしく申し上げます。

私は、仙台市がココロン・カフェとか、あとこのパブリックコメントとか、そういうふうに障害者の施策のためにこのようなことをしているということを今回、この臨時委員をさせてもらってそれで初めて知ったんですけども、普通の方は日々の仕事とか、日々の勉強とか、そういうふうなのに追われてなかなか障害者のこと

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第9回）

を考える余裕というのがない方も多かもしれないなと思っていたんですが、実際にココロン・カフェというのに参加してみたんですけども、障害者、障害を持っている本人はやはり自分の生活する環境をよりよくしようという思いからいろいろな熱い考えを持っている人が多いなと思ったんですけども、健常者というか、普通の一般の方でも障害者に寄り添おうというふうに思っている人が何か増えている、多いんだなというふうなことも新たな気づきでして、だからその仙台市の取組がやはり少しずつ実を結んでいると言ったらちょっと表現がおかしいんですけども、有意義なことになっているんだなというふうには私は感じています。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
では、片桐委員さん、お願いいたします。

片桐委員 臨時委員の片桐です。よろしくお願いします。
考えていたんですけども、なかなか言いたいことが出てこなくて、一回また後でいいですか。

会 長 もちろん。思い浮かんだらいつでも言ってください。ありがとうございます。
成田委員さん、いかがでございましょう。

成田委員 私が思うのは、最初の一番初めにも多分言ったような気はするんですけども、こういうのを市民の人たちにもっと、全ての人は難しいかもしれないですけども、多くの人に見てもらうにはどうやったらもうちょっと知名度が上がるのかなと思っていました。すみません、何か具体的な意見が私からあるわけじゃないんですけども、そもそも関心がない人とかもいると思うので、そもそもこういうのをみんな考えて、こういうのがあるよというのをほかの人に知らせる方法はないかなというのをちょっと思いました。すみません、何か意見とかじゃないんですけども。

会 長 いや、一番重要なところですね。すごく重要なことだと思うので、これから、先ほど言いましたけれども、この条例をどう育てていくかということについて成田さんは前から言っていたので、そこをしっかりと施策協でも進めていくということが必要だなというふうにごく思っています。ありがとうございます。
では、鎌田委員さん、お願いいたします。

鎌田委員 民生委員児童委員をやっています鎌田と申します。青葉区の立町で所属しております。

今回、いろいろと参加させていただきまして、ありがとうございます。そして、まず条例を見直しということでしたけれども、これ以上に最初からどこを直せばい

いんだらうと。一般の市民側から見ると、これでも十分じゃないのかなと思っておりましてけれども、やはり皆さんの専門家の方からの意見をいただきながら見ると、なるほどね、言葉一つ一つで違うんだとかね、そういう読み解くところが出てきたというのは非常に私もはっとさせられましたけれども、それ以上にというよりも、最終的にここまでできて、私は非常にまとまったものがあると思っていますし、これがやはり市民の皆さんにというか、普通の一般市民に知られてこそ、障害に対する理解が深まるということになるんだと思いますので、その中で今までの仙台市のほうでも冊子とか読本みたいなやつとか、いろいろなのを作っていますので、そういうものをどうやって市民のほうに知らせていくかという部分なので、やはり教育もそうですし、私たち民生委員児童委員とやっていますけれども、そういう一つの窓口としても、やはりこれは条文などは最初から最後まで一回読まなくちゃいけないと。せっかくなのでこれを読んで、やはりそういう周知徹底をいろいろなところでやるような仕組みづくりをできれば行わないといけないなというのは新たに思いました。

なので、内容というのは、私なんかから見ればもう十分過ぎるぐらいで、それに解説もありますのでね。その辺を一般のというか、そういう専門ではない部分にどう広げるかなので、文章的にもあまり詳しくしなくて、柔らかい言葉の中で説明をしながらちょっと周知徹底をしていかないとということがひしひしと伝わってきて、私もこの会の委員になりまして、そこが一番肝に銘じて明日からやっていかななくちゃいけないという、その意志だけが今回委員として言いたかったところでございますので、今後ともずっとやっていただければと思いますし、最終的にこれがまとまって市民に周知されればと思います。

あと、予算についてはもうちょっとね、それがいいのかわかりませんが、予算というのは予算ありきかもしれませんけれども、でも周知徹底する部分でこの予算が障害者だけの部分じゃないような気もするし、一般市民の行動規範みたいなものにもなる部分もありますので、いろいろなところの予算を使いながら周知徹底をしていただければなと思っています。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

では、早坂委員さん、お願いしたいと思います。

早坂委員

みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

私もパブリックコメントの件数が少なかったのは残念だなと思いました。中間案もそれなりの分量があったので、文字だけだとなかなかご覧にならない方もいらっしゃるのかもしれませんが、そもそもパブリックコメントのことは届いていなかった方もいらっしゃるかもしれません。今後、いろいろな方に知っていただけるように工夫していけるといいなと思います。

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第9回）

それから、先ほど障害児・者の表記、言い方についてご意見があったんですけれども、当会も盲ろう児・者友の会と「児」という言葉を入れています。これは、最初に会を立ち上げた頃にお子様だった盲ろうの子どもさんがいらっしやいまして、子どもの頃から障害があると、少し違ったニーズがありまして、お母様、ご両親、ご家族からぜひ「児」というのも強調してほしいということで入れたんですけれども、子どもたちも大きくなれば盲ろう者になる。「者」の中にはやはり「児」も含まれるし、いろいろと考えさせられることだなとも感じました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。
では、細川委員さん、お願いできますでしょうか。

細川委員 仙台市聴覚障害者協会事務局長の細川といたします。

皆さんに、これまでの熱心なご議論に感謝します。特に、新旧対照表の4ページの中で、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）」という文言を入れていただき嬉しく思いました。「手話と日本語は別である」との理解は少しずつ浸透しつつありましたが、手話でコミュニケーションを取る当事者として、この文言が入ったことにより、『手話は言語』への理解が進んでいけると感謝いたしております。

あと、パブリックコメントが少ないのは仕方ないと思います。時期的に年末年始ということで、もうちょっと早い12月初旬からでもよかったと思います。パブリックコメントについて、ろう者にも意見を出してもらおうようにと周知はしたのですが、何か重く感じてしまうのでしょうか、本当は生活の中で差別があったり、苦しかったことがあるのですけれども、文章にまとめることが苦手なため、声を出すことが出来ないでいるようです。

また、先日ココロン・カフェに久しぶりに参加いたしました。コロナ以前とは違って、和やかなブレイク（茶菓・コーヒー等）が無く、状況が変わっていました。参加者数もコロナ前は大変にぎわっていましたが、だんだんと少なくなったようです。コロナ禍での開催ですから、ちょっと制限があったものと理解しています。また、私のグループにいた方で、咽頭の手術のため話せなくなった方がいました、手術後に、家族や周りの方とコミュニケーションが取れなくなり、孤独感に苛まれ、これまで閉じ込めていた心の叫びが堰を切ったように出てきて圧倒されました。私は生まれつきのろうですから、そのような感情はありませんが、途中で障害になった方は、それまでの自分が出来ていたことの落差にショックと失望感が大きいことがわかりました。皆さんも、事故等で明日に障害者になるかもしれません。他人事ではありません。この方のお話を聞いて、中途障害の大変さについて考えることができました。

また、1月の末に、新庁舎の建て替えの障害者向け説明会があり、当会からも3

名が参加しました。残念だと思ったことは、地下鉄と新庁舎を繋ぐ地下通路が狭いことです。現在の地下通路とは別に新庁舎直結の通路を新設するとのことでしたが、幅が3メートルという狭さで、今でも納得できません。電動車椅子の方は3メートルで行き来できるのでしょうか。また、白杖使用の視覚障害の方や、車椅子介助者同行、杖を付いた高齢者、ベビーカー等、すれ違いに困難を生じるのではないのでしょうか。新庁舎が立派でピカピカとなっても、市役所へ向かう地下通路が窮屈で不便なことがあったらもったいないので、ぜひ行き来しやすいように何とか整備していただきたいと思っています。これからまた議論を深め、皆さんが納得できるように進めていって欲しいと思っています。

会 長

ありがとうございました。

これで皆様からご意見をいただきました。

協議事項（2）につきましては以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

では、40分まで10分間休憩にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

（休 憩）

会 長

では、再開したいと思います。

協議事項

（3）条例解説版について

会 長

それでは、次の協議事項（3）条例解説版について、事務局からご説明をお願いいたします。

事 務 局

障害企画課、小幡でございます。

（小幡課長）

協議事項の（3）条例解説版についてご説明いたします。

前回、11月30日の協議会で中間案をお示しした際に、協議会として条例案に盛り込もうとしていた文言が、市の法制部門から条例で規定することになじまないというふうにもろもろされて、なかなか条例の中に組み込むことが難しかったところがありました。そうしたこともあったため、ガイドラインなどで条例改正に当たってのこれまでの皆さんからいただいたご意見であるとか、この協議会で検討してきた趣旨、そういったところも含めて説明をしたいというふうにご説明しております。そのような経緯がありましたので、今回資料4の「条例解説版（案）」ということでお示しさせていただいたというところです。

それでは、資料4の条例解説版の案をご覧ください。

1枚表紙をおめくりいただきますと、目次になります。目次の中では、まず冒頭で条例の概要をお示ししまして、1の「はじめに」というところで条例の目的など

を述べた後、条文を基に解説をする、そういう構成としております。

1ページにお進みいただきまして、条例の概要ということで、条例制定の目的であるとか、基本理念などを図の形で掲載してございます。合理的配慮の提供の部分につきましては、民間事業者も法的義務とする改正後の内容を示しております。

2ページにお進みいただきまして、「はじめに」というところとして、(1)の解説版の目的が、法律、条例に触れる機会が少ない方にとって、条文だけを見ても理解が難しいと思われるため、解説版で条例の趣旨や考え方への理解を深めていただきたいものであると、そういうふうはこの解説版の意図を記載しているものとともに、2番で本条例が障害者差別解消法には具体的に書かれていない差別とは何かということをつかりやすく定義して、市民全体で共有できるようなものにしたということであること。それから、人にやさしいまちづくり条例のハード面での障壁をなくすという取組が差別解消法の環境の整備に当たるものであること、本条例に基づく施策についても障害者保健福祉計画に位置づけるものであることなど、条例との関係を記載しているものでございます。

以下の条文の解説につきましては、11月30日の協議会で皆様からご意見をいただいた部分を中心に説明させていただきます。

7ページにお進みください。

第2条第1号の障害の定義というところですが、条文には記載のない高次脳機能障害とか、難病等を原因とする障害というものも、この条例でいうところの障害に含まれるものだという、そういう趣旨を説明しているところでございます。

11ページにお進みください。

第6号の事業者の定義というところですが、法の事業者の定義と同様というふうにはしておりますが、具体的には2つ目の丸にあるとおり、市の区域内において、商業その他の事業を行う者であり、事業の目的が営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者をいい、個人事業主やボランティアグループなども含まれるというふうに説明を加えているところでございます。

13ページにお進みください。

先ほどからお話の出ておりました障害者との対話というところでございます。4つ目の丸にありますとおり、当該障害者の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が当該障害者を補佐して行う対話も含まれるというふうにしております。

14ページ、隣のページにお進みいただいて、第6号の女性の表記のところについてでございます。

障害のある女性が差別を受けやすい場合があることについて、障害のある性的マイノリティについても同様であるというふうに説明を加えていきます。

少し飛びまして、51ページにお進みください。

合理的配慮を求める際の意思の表明というところになりますが、先ほどの対話の

ところと同様に、家族や支援者等が補佐して行うものも含まれるものというふうにしております。

また、飛びまして、71ページにお進みください。

今回新しく追加しました教育の推進についての部分でございます。2つ目の丸のところですけども、教育の対象は子どもに限らず、教職員や保護者等も広く含まれるというふうにするとともに、3つ目の丸のところでは、学校教育に限らず、地域で学ぶ機会など、様々な場面で障害理解の促進を図れるように施策を実施する必要があるというふうにしております。

56ページに、すみません、ちょっと戻りいただきまして、56ページからは中段以降、障害特性に応じた対応についてというところで解説を加えてございます。

57ページ以降に、障害ごとの特性とか対応を参考として箱書きにして記載をしているというところでございます。

以上のとおり、条例解説版の案ということで、皆様からいただきましたご意見を含めて整理をさせていただきました。

さらに、本日ご意見をいただきましたが、改めて整理させていただいた上で、最終的に会長・副会長ご確認いただきまして、解説版完成というふうにしたいと考えております。

協議事項3の条例解説版につきまして、ご説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。

それでは、ここについては手挙げでご意見を聴取したいと思いますが、いかがでございましょう。

お考えいただいているということでも構わないんですが、では、三浦副会長さんから、これまでのところについてご意見を頂戴したいと思います。

副 会 長 三浦でございます。よろしくお願いいたします。

特に今の解説なんかもそうなんですけれども、こういう場合もある、こういうこともあるということ、どうしても詳しく言わなければいけない方向に進んでしまうと思うんですけれども、あくまでもこの条例というのは仙台市民のための条例であって、障害がある人のためのものではないわけで、みんなが自分のことだというふうに見えるような工夫というんですかね。それもどうしても必要じゃないかなと思うんです。一義的には教育によってこういうことって伝えていくということが大事だとは思いますが、今の市民に自分のこととして考えるよというような、そういう伝え方がもう少しうまくできないかなと。障害のある人もない人も持っているけれども、ない人に関してはあまり記述がないですよ、多分ね。だから、そのあたりをもうちょっとみんな自分のこととして考えましょうというような、あまりうまく私も思いつかないんですけども、どうしても細かくなってしまいう方向に考えはなってしまうんですが、もう少し市民の人、一人一人に自分のことなん

だよというようなことが示せるといいなというふうに思いました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

私の意見を少しお話をさせていただくと、まずパブコメの数が少なかったことについては、これはどう受け取るかというのは、私は正直だと思っています。現に差別があるというのはこういう結果だと思っています。マイノリティでつまり少数派でいろいろな事情を持っている人は端っこにいなさいという表れだと思っています。私たちは条例をつくるに当たっていろいろな議論をしてきました。どうやって広げたらいいんだろうねというのが今日の皆さんからいただいたところだと思うんですけども、これをどう育てていくかという手始めに、部長さんや課長さんもいらっしゃるので、三浦副会長さんは実は研修部会長ですから、私からお願いしたいんですけども、まずね、障害福祉に携わっている従事者の人にこれを使って研修をしていただけないでしょうか。まず、身近なところから広げていく。普段障害者と関わっている人たち、今日当事者の方もいらっしゃるし、親御さんもいらっしゃいますけれども、本当に分かっている感じしていますか。私はまだまだだと思っています。

まず、傍聴の人がいたらごめんなさいね。今日来てくださっている方は関心のある方だから心配ないと思うんですけども、一人でも多くの携わっている人に、まずこれを理解してもらおう。そのとき忘れていけないことは何かといたら、みんなで協力しながらこれをどうやって広げていったらいいんだろうねという研修にさせていただきたい。みんなで考える、みんなで悩む、それが私は第一歩だと思っています。

もう一つ重要なところは、ココロン・カフェのように当事者の方と一般市民の方や障害者福祉等々に携わっている人たちが一堂に集まって勉強する場があってもいいじゃないですか。そういうこともこれまでは一つ一つ仙台市もココロン・カフェなどをつくってやっていただきましたが、もう少し広めてもいいのかなというふうに私は皆さんの話で感じました。当事者の方も勉強する、それから支援者も勉強する、そういう中でもっともっと広めてどうやって、三浦先生おっしゃったように、仙台市民みんなのものだよねというふうにしていくことができたかなと思っています。

そのときにきっとそのことを積み重ねると、ちょっとずつかもしれないですけども、障壁が低くなったり、薄くなったりしていくのかなと思っています。私は、しょうがないよねとか、我慢しなきゃねとかということや障害者の人が思って暮らしていくとしたら、また日々障害者と暮らしているご家族の人が諦めたり遠慮していることがあったとしたら、それを減らすためのこの条例です。

来年度以降、ぜひ施策協、それから自立協、自立協のほうでもぜひ議題にさせていただいて、勉強会をしていただくということをお考えいただければ。私が音頭を取ればいいのかもかもしれませんけれども、そこはちゃんと事務局と話してやりますが、そういうことをしていきませんか、皆さん。この条例をつくったのは仙台は遅いん

ですけれども、一番立派なものにしましょう。そういうことが私からの意見と皆様
にお願いと提案です。ありがとうございました。

皆様のほうから何かあとご意見ございますでしょうか。お願いいたします。

細川委員 仙台市聴覚障害者協会事務局，細川です。

只今の解説版ですけれども、ちょっと気になる点がありました。表題ですが、長
過ぎではないでしょうか。3行を2行、もう少し短くてもいいと思います。一般市
民が見て分かりやすい、身近に感じる、読みたくなる、そういう文にして欲しいで
す。例えば「障害」という言葉が繰り返されているので、その辺をちょっと見直し
ていただければと思っています。

会長 ありがとうございます。

これは、多分隣にいる早坂さんとかも少し思い出してもらおうと分かるんですけれ
ども、実は条例とか中身は見ないだろうから、ここだけ見て分かるようにしよう
とってこういうようにした経緯があったと思うんですね。全体を全部読まないとな
らからないじゃなくて、もうこれだけ見れば、あっ、こういうこと大切なんだとみん
なに分かってもらうようにとってつくったものだと思っていて、また別な見方を
すれば、これが長いのは分かってもらえないところもあるんじゃないかということ
もあったので、確かにそういうこともあったなというふうに思って聞かせていた
きました。ありがとうございます。

ほかにご意見ございますでしょうか。

高橋委員さん、お願いいたします。

高橋（秀）委員 仙台市視覚障害者福祉協会の高橋です。

この解説をすごく長くて読むの大変だったんですが、視覚障害に関わるところを
とりあえずちょっと頑張って読みました。非常に視覚障害に関するところだけしか
もちろんちゃんと読んでいないので申し訳ありませんが、路上の点字ブロックの上
に物を置かないようにとか、視覚障害者の声がけはこのようにしましょうというこ
とが入っていて、本当に解説では実際の条例に盛り込めなかった用語がたくさん入
っていて、非常に安心しました。本当につくっていただいてありがとうございます。

一つ、視覚障害者の中でよく話題になるものとして、代読・代筆というのがすご
く問題になっています。ちょっとしたものを読んでくれたり、ちょっとしたことを
書けないがゆえに駄目と言われたことが実は世の中に非常にいっぱいあって、そ
ういのをちょっとだけでもいいので入れてほしい。例えばどういうことかという
と、店に入って季節のメニューとかありますよね。いわゆるネットには載っていない
ですよ。そこを読んでほしいですよ。でも、それはなかなか実は店員さんも視
覚障害者慣れしている人ばかりではない、読んでくれないので、そういう部分も
やはり読んでほしいですね。それから、ちょっとした自分の名前が書けないがゆえに
申請できないとかは今でもあります。そういうことも視覚障害者の一つの配慮すべ

きところなんだということも、ちょっとした事例を挙げて入れていただけるとうれしいなと思いました。

あと一つだけ、差別事例と言っていいのかどうかも分かりませんが、視覚障害者の人でも、私は両目が見えなくて全盲で白杖を使って歩いているので、どこから見ても基本的に見えない人が歩いていると分かるので、そんなことはないのですが、1か月ほど前に、すみません、ちょっと長いかもしれません。できるだけ短くしゃべりますが、うちの奥さん、弱視なんですね。視力0.06ぐらいなんですよ。買い物のときにレジで精算するんですけども、パネルを見るのにすごく近づいて見ていたんでしょね。そうしたら、後ろに並んでいたおじさんが、「何だ、そんなに目近づけて、気持ち悪いな」と言ったんだそうです。それを聞いたうちの奥さんは、「私は目が見えないんだから、近づけないと見えないんだ」と大きな声で言ったら、そのみんながわっと静かになってしまったそうですが、家に帰ってきてからわんわん泣きました。一晩くらい泣きましたね。ちょっとね、僕はそれを聞いて、自分の奥さんだということもありますが、まだまだひどい社会だなと思いました。

ということなので、本当に長らく、見た目でしか障害者と判断できないと、全然分かってくれている方々がいるんだと、そんなことを感じておりました。でも、この解説でいろいろなことが、このような配慮をしてほしいということがいろいろな事例として書かれると市民にも分かりやすくしていいのではないかなと思いました。すみません、ちょっと余計な、感情的になってしまいました。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

条例がそういう理解不足というか、配慮不足の人たちと、それから障害を持っている人の橋渡しができるようになっていくと、多分そういうことが少なくなっていくのかなと思うので、やはり身近なところから勉強会していくんですけども、事業者にも配慮義務をこれから言うので、ぜひ事業者の人たちも勉強会できるといいのかなというふうに思いますので、そのときまでにぜひ分かりやすい、先ほど鎌田委員さんなどからいただいた分かりやすいパンフレットとかあると、学習会もやりやすいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。そういうことを高橋さん、どんどん言っていただいたほうが一つ一つ一緒に考えていくことができると思うので、それが現実だと思うので、教えていただいてありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。お願いいたします。

早坂委員 みやぎ盲ろう児・者友の会の早坂です。

質問ですが、この解説版はどのように活用する予定でしょうか。ホームページなどに掲載して、市民の皆さんに見ていただく予定でしょうか。やはり文字だけのとても分厚いものなので、もう少しイラストなども使った親しみやすいものもあるといいのかなと思いました。宮城県でも事業者向け、市民向けなどのパンフレット、

リーフレットを作っていたと思います。

それから、各障害特性についてなども載っているのですが、この部分に関してそれぞれの当事者団体に内容について確認をしたりなどしていただけたらいいのかなと思いました。私もなかなか目が通せず、盲ろう者に関係しそうな部分を中心に読ませていただきましたが、48ページ、情報コミュニケーションだったかな、そこら辺で「盲ろう介助員」という記載があります。仙台市でも派遣事業をしていて、「盲ろう者通訳・介助員」というのが正しいかなと思うので、そのように掲載していただけたらいいかなと思いました。やはり当事者団体にも確認をしていただけたらよりよいものができるのではないかなと思いました。

以上です。

会 長

ありがとうございました。

それでは、事務局のほうでどう活用していくのか。お願いいたします。

事 務 局
(小幡課長)

障害企画課、小幡でございます。

まず、この解説版の活用方法というところですが、今お話しいただいたとおり、ホームページのほうに掲載して皆さんに見ていただくというのがまず基本になるかなと思います。なかなかご覧になっていただいたとおり分厚いというところもありまして、これを冊子化して皆さんにお配りするというのも現実的なところとしては難しいかなというところがあります。それであれば、まずホームページに掲載して皆さんに広く見ていただきたいと思います。

その上で、なかなか解説版ということで、条文一つ一つにいろいろな解説をつけて分厚くなってしまっていて、皆さんおっしゃるとおり読みにくいというような部分は否めないと思います。そうしたところをやはり分かりやすいリーフレットとか、どういうふうに皆さんにポイントを絞って知っていただきたいところ、そういったところをこれまでも条例をつくったときに様々リーフレットを作ってまいりましたが、新たに条例を改正して事業者の方たちにもいろいろ知っていただかなきゃならないことも増えるというところもありますので、そういったところは周知の資料といいましょうか、そういったものを工夫していきたいなと考えております。

いずれ、そうしたすごく細かいところまで読み込むものとしての解説版と、もう少し気軽にポイントを絞って知っていただくような資料といいましょうか、資料というところ、こうしたものを併用しながら広報を効果的に進めていきたいなと思っています。

以上です。

会 長

ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご発言ございますでしょうか。皆さん、これで最後ですけれども、よろしいですか。阿部委員さん、お願いいたします。

阿部（勇）委員

私は、仙台市障害者福祉協会の評議員なんですけれども、脊髄損傷です。最近はこの仙台市に知らしめる、みんなに知ってもらうということで、あと最近のコマーシャルで、あれ何でしたっけかね。「よう、よう、ばあさん、何やってんだよ」みたいなものがあるんですけれども、ああいうこと、誰でもね、もう障害はいつ誰に起きるか分かりません。私も気になりました。先日、ほかの会議でも何か奥さんが突然おかしくなってしまったと。もうこういうことって誰にでも起きるんだということね、やはり分かってもらわなくてはならないのかなと思うんですよ。

先ほど、何か目には見えないからといったってね、案外そういうのを言うのは年寄りなんですよね。結構見ていると年寄りがいら立っていて、おまえ、年寄りが足も悪いのによと。何で口汚い言葉を使って言っているんだろなど、私なんかは私も年取ってきてそういうふうになっていくのかななんて思うんですけれども、そういう誰でもが障害を持ち得るということ、なり得るということをね、ちょっとした仙台市のコマーシャルでも流してもらえればいいのかと思うんですけれども、そういうことって可能ではないんでしょうかね。

以上です。

会 長

周知の方法ということで検討いただければというふうに思います。ありがとうございました。

ほかにご発言ございますでしょうか。では、片桐さん、今日発言されていないのでお願いします。

片桐委員

臨時委員の片桐です。よろしくお願いします。

感想とかそういうのじゃないんですけれども、1年、今日最後なんですけれども、障害者のためというか、仙台を障害者と事業者で協力していいところにしようという会議、こういう場を経験したのは初めてでした。

さっき阿部臨時委員さんが言っていた、身体障害者用の駐車場に停まっているのをよく見るなと思って。絶対にああいうの、少しだからという感じで停めると思うんですけれども、それが問題なんだなと思います。

この前、目が見えない障害者とそのヘルパーの方のやり取りを聞いたんですが、会話が全くかみ合わず、会話が成立しておらず、障害者が困っている場面を見かけました。

あと、パブリックコメントは、1か月は少ないのか多いのか、正直俺には分からないんですけれども、障害に興味がある人が意見をくれたのはありがたいと感じました。

終わります。

会 長

ありがとうございました。言っていただいたことも事象としてある話で、条例と

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第9回）

もすごく関わりがあることで、重要なポイントをお話ししていただいたと思います。ありがとうございました。

中嶋委員さん。

中嶋委員

仙台市障害者スポーツ協会の中嶋です。

私は障害者スポーツを普及・推進していくというような立場といたしますが、団体に所属しているので、少しこのところ感じたことをお話しさせていただきます。先々週でしたでしょうか、宮城野体育館でポッチャ選手権を開催いたしました。この大会は健常の方も障害の方も出られるということでしたけれども、想像以上の盛り上がりでした。やはりこういったスポーツの力を借りて障害理解を進めていくということも本当に大事なんだなということを改めて痛感したところです。ですから、仙台市障害者スポーツ協会としても、これからもこういったスポーツの力を介して、障害理解を進めていけるような取組をしていきたいなというふうに思った次第です。

すみません、以上です。

会長

ありがとうございました。そのとおりで、実際にやったらすごくよかったよというお話だと思うので、もっと広がればいいなというふうに聞かせていただきました。

そろそろ時間になっておりますが、ほかになれば今日はこの辺にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

私、委員長として1つだけお願いなんですけれども、とりあえず自分のところを読んでいただく、読んでチェックしていただくのはすごく重要なことなんですけれども、せっかくの機会ですからほかのところもぜひ読んでいただいて、こういうふうに苦労しているんだとお互いに分かっているといいなと思っておりますので、委員の皆さん、くれぐれもよろしくお願ひしたいと思っておりますので、最後にそれを申し上げます。

皆さんのほうからご発言ございますでしょうか。

(5) その他

会長

では、その他ということで、皆さんのほうから何かご発言ございますか。

なければ、事務局にお返ししたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。では、お返しします。

(6) 閉会

事務局

大坂会長、進行ありがとうございました。

ここで、障害福祉部長より一言、ご挨拶を申し上げます。

事務局
(西崎部長)

障害福祉部の西崎でございます。

本日も、大変長時間にわたりましてご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。委員の皆様、そして臨時委員の皆様、大変お忙しい中、数えますと令和3年11月から1年4か月、ほぼ勉強会も含めまして10回いっているんでしょいかね。様々ご議論をさせていただきまして、それに付け加えまして関係団体へのヒアリング、また市民向けのワークショップも、こういったところにも様々ご協力いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

この間、この協議会では、委員の皆様それぞれのお立場、そしてご専門とされる分野におけます知見や経験、こういったところから様々なご意見を賜りました。また、条例の改正にとどまらず、今後の障害福祉施策全般を検討していく上で大変必要のご意見、ご指摘、そういったところは私ども事務局にとりましても、本当に多くの気づきをいただく機会にもなりました。本当に感謝申し上げます。

今後、協議会でこうした皆様方のご意見、ご議論の結果を基にしまして、大坂会長、三浦副会長と調整の上、最終的な答申（案）を取りまとめまして、年度内に市長へ報告をさせていただきたいと考えております。

それから、協議会でのこれまでの意見にもございましたが、条例の目的というのは、障害を理由とする差別をなくして、障害のあるなしにかかわらず、誰もが暮らしやすいまち仙台を実現することございまして、今回の条例改正はそのゴールではなくて、改めて新たなスタートであるものというふうに我々も認識してございます。

引き続き、条例の目的、趣旨等を十分に踏まえながら、各種施策を推進してまいりますとともに、市民や事業者の皆様に対しまして、条例が目指す考え方を周知してまいりたいというふうに考えております。本日をもって条例の見直しに係る協議会での議論、これは終了をすることになります。委員の皆様には引き続き、条例の周知をはじめとしまして、今後新たな計画策定といった部分でまたご負担をかけることとなりますけれども、ご協力いただきました臨時委員の皆様をはじめ、改めて本市の障害者福祉施策の推進にご協力をお願い申し上げます。私からの挨拶いたします。本当に長期間、ありがとうございました。

事務局

それでは、最後に事務局より3点ほど事務的なご連絡を申し上げます。

1点目は、本日の議事内容に関することとなります。

本日の議事録については、事務局にて案を作成の上、後日、委員の皆様にお送りいたします。こちらに加除修正、ご意見をいただきまして、事務局が修正作業を行って、議事録として決定させていただきます。

また、本日の議事内容や資料について、追加のご意見、ご質問などがございましたら、机前にお配りしておりますご意見票にて、期限が短くて恐縮ですが、3月16日木曜日までに事務局までお送りくださいますようお願い申し上げます。こちらの

令和4年度仙台市障害者施策推進協議会（第9回）

様式については、後ほどメールでも送付させていただきます。

2点目は、臨時委員の皆様への任期についてでございます。

先ほど、障害福祉部長からの挨拶にもございましたが、これまでの議論を踏まえ、3月の下旬に市長へ答申を行います。臨時委員の皆様におかれましては、答申を行うことにより任期満了となります。長期間にわたりましてご議論いただきまして、誠にありがとうございました。改めて感謝申し上げます。

3点目は、次回の協議会の日程になります。

既にご案内のとおり、次回の協議会は3月16日木曜日に開催となります。

なお、こちらは条例の見直し以外の議論になりますので、臨時委員の皆様にはご出席いただく必要はございません。

事務局からの連絡は以上となります。

それでは、以上をもちまして令和4年度第9回仙台市障害者施策推進協議会を終了いたします。

委員の皆様、これまで長期間にわたるご審議、誠にありがとうございました。

署 名 人

小幡 佳緒里

